

地方行政サービス改革の取組状況等(令和3年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
112321	埼玉県	久喜市	都市 IV-3

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.6%
本庁舎の夜間警備			96.6%	98.5%
案内・受付			92.3%	89.9%
電話交換			96.3%	92.8%
公用車運転			86.7%	88.6%
し尿収集			100.0%	98.2%
一般ごみ収集			100.0%	97.5%
学校給食(調理)			93.5%	72.5%
学校給食(運搬)			100.0%	91.2%
学校用務員事務			41.4%	38.0%
水道メーター検針			100.0%	99.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.1%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.1%
在宅配食サービス			96.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.7%
ホームページ作成・運営			100.0%	97.8%
調査・集計			96.6%	96.3%

※令和3年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置

設置状況 設置済 → 予定時期 -

窓口業務の民間委託

委託状況 委託予定無し

【参考】

類似団体		全国(市区町村分)	
総合窓口設置率	委託率	総合窓口設置率	委託率
22.6%	71.0%	14.2%	27.4%

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況 → 業務改革効果

(4)庶務業務の集約化

実施状況 委託状況 → 対象部局 対象業務

実施予定 委託予定無し

対象部局				対象業務			
首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計

【参考】

類似団体	
実施率	委託率
71.0%	9.7%
全国(市区町村分)	
実施率	委託率
33.5%	3.3%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。  
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

令和4年11月

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況 → 業務改革効果

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐させている事に対する考え方	【参考】	
							類似団体導入率	全国(市区町村分)導入率
体育館	4	4	100.0%		0		66.4%	40.1%
競技場(野球場、テニスコート等)	19	19	100.0%		0		58.8%	48.4%
プール	4	4	100.0%		0		63.3%	52.0%
海水浴場	0	0			0		0.0%	13.7%
宿泊休業施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0			0		70.0%	85.0%
休業施設(公共浴場、海・山の家等)	0	0			0		52.9%	75.6%
キャンプ場等	0	0			0		61.5%	59.2%
産業情報提供施設	0	0			0		79.4%	75.0%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		85.7%	65.8%
開放型研究施設等	0	0			0		40.0%	40.2%
大規模公園	1	1	100.0%		0		78.0%	44.2%
公営住宅	2	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	0		31.3%	16.2%
駐車場	4	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	0		64.2%	37.1%
大規模公園、斎場等	0	0			0		26.3%	22.8%
図書館	4	4	100.0%		0		25.4%	20.2%
博物館(美術館、博物館、資料館、動物園)	1	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	1	直営で運営すべき施設としているため	32.6%	28.1%
公民館、市民会館	8	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	6	直営で運営すべき施設としているため	31.3%	22.8%
文化会館	3	3	100.0%		0		66.1%	51.5%
会館、研究所等(県が県の家畜センター)	0	0			0		51.7%	50.1%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%	74.7%
介護支援センター	0	0			0		84.6%	49.0%
福祉・保健センター	15	6	40.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。導入に向けて検討中。	8	一部の施設について、直営で運営すべき施設としているため	58.8%	53.0%
児童クラブ、学童館等	24	22	91.7%		2	一部の施設について、直営で運営すべき施設としているため	38.6%	24.5%

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済 ○

タイプ

自治体クラウド

単独クラウド ○

【参考】

実施率(類似団体)	
自治体クラウド	単独クラウド
58.1%	6.5%
全国	
自治体クラウド	単独クラウド
41.4%	58.6%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済 ○

策定予定

策定予定時期

【参考】

類似団体		全国(市区町村分)	
策定割合	策定割合		
100.0%	99.9%		

(7)地方公会計の整備

統一した基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)

作成済 ○

作成予定

作成完了予定年度

【参考】

類似団体		全国(市区町村分)	
作成割合	作成割合		
93.5%	85.8%		

(注1)統一した基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体